

大都市の成長戦略の策定について —都市再生基本方針の改訂—

平成22年11月5日

内閣官房 地域活性化統合事務局

「新成長戦略」における都市戦略関係の記述

○「新成長戦略 ～『元気な日本』復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定)

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

フロンティアの開拓による成長

(4) 観光立国・地域活性化戦略

～地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生～

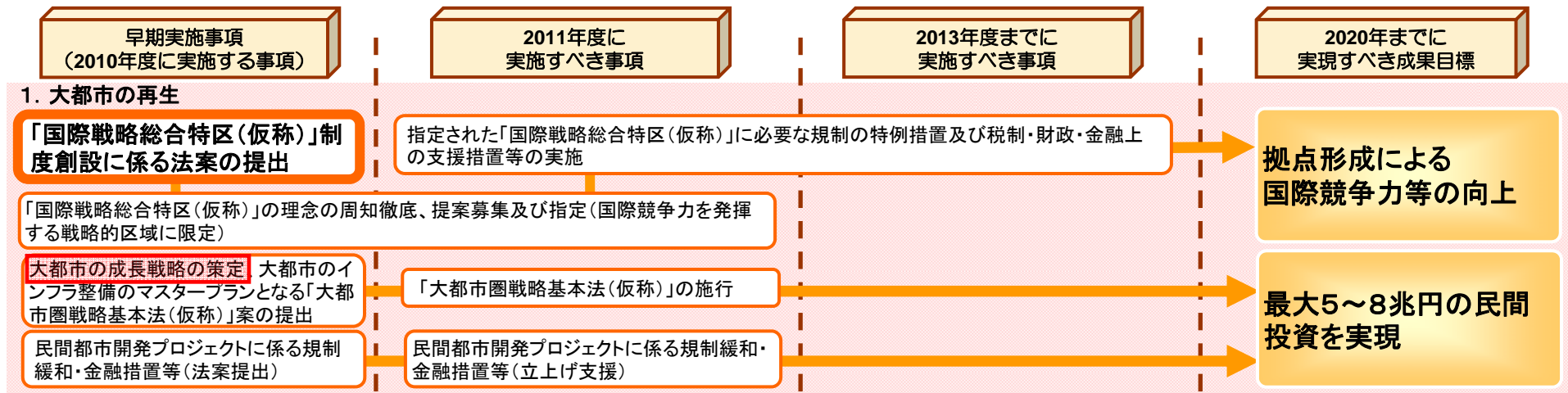
(大都市の再生)

大都市は、これまでは国の成長の牽引役としての役割を果たしてきたが、ソウル、シンガポール、上海、天津等の他のアジア都市は国を挙げて競争力向上のための取組を推進しており、国としての国際的、広域的視点を踏まえた都市戦略がなければ、少子高齢化もあいまって東京でさえ活力が失われ、国の成長の足を引っ張ることになりかねない。

このため、成長の足がかりとなる、投資効果の高い大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す必要がある。この整備に当たっては、厳しい財政事情の中で、特区制度、PFI、PPP等の積極的な活用により、民間の知恵と資金を積極的に活用する。

○成長戦略実行計画(工程表)

IV 観光・地域活性化戦略 ～地域資源の活用による地方都市再生、成長の牽引役としての大都市の再生～



都市再生特別措置法による民間都市開発推進スキーム

都市再生本部

本部長 : 内閣総理大臣、
副本部長 : 内閣官房長官、地域活性化担当大臣、国土交通大臣
本部員 : 本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣

都市再生基本方針（閣議決定）

都市再生緊急整備地域（政令指定）【65地域、6,612ha】

地域整備方針（本部決定）

都市再生緊急整備協議会

都市計画・事業

都市再生特別地区【50地区】

○容積率・用途規制等、既存の都市計画を適用除外とする都市計画制度

都市計画提案制度

○都市開発事業者からの自由な発想による事業計画を可能とする都市計画の提案制度

期限を区切った都市計画決定

○都市計画の提案から6ヶ月以内の決定の判断
○都市計画決定と同時に事業のための事業認可を決定

金融支援

事業立上がりの金融支援

○SPC等の事業目的が限定された会社に対する出資・社債取得等
○民間事業者の社債の発行等に対する債務保証

公共施設整備支援

○民間事業者による公共施設の立替整備への無利子貸付

税制措置

○民間都市再生事業に関し、事業者、事業に協力する地権者等に対する税制上の特例措置

都市再生基本方針 概要

平成14年7月19日閣議決定

平成16年4月16日・平成19年12月7日・平成21年4月24日一部変更

第一 都市再生の意義及び目標に関する事項

1 都市再生の意義

21世紀の我が国の活力の源泉である都市について、急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応して、その魅力と国際競争力を高めることが、都市再生の基本的な意義

また、都市再生は、民間に存在する資金やノウハウなどの民間の力を引き出し、それを都市に振り向け、さらに新たな需要を喚起することから、経済再生の実現につながる

さらに、都市再生は、土地の流動化を通じて不良債権問題の解消に寄与する

2 都市再生の目標

文化と歴史の継承、豊かで快適、国際的にみて活力にあふれた都市に再生、将来の世代に「世界に誇れる都市」として受け継ぐこと重視する観点

ア 都市の外延化を抑制し、コンパクトな都市構造への転換

イ 地震に危険な市街地の存在、慢性的な交通渋滞などの「20世紀の負の遺産」を解消

ウ 国際競争力ある都市、安心して暮らせる美しい都市、持続発展可能な社会、自然と共生した社会などの「21世紀の新しい都市」を創造

エ 蓄積された都市資産の価値を的確に評価、これを将来に向けて活用

オ 先進的な産業活動の場と生活の場という都市の二つの機能を充実

第二 都市の再生のために政府が重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針

1 都市再生に取り組む基本姿勢

優先順位をつけて関係省庁が施策を集中、地方公共団体等とも協力し戦略的に推進

2 都市再生施策の対象地域

ア 大都市圏が国際的にみて地盤沈下、豊かで経済活力ある都市に再生

イ 地方都市をはじめとする各都市では、人と自然の共生、豊かで快適な生活のためのまちづくり、市街地中心部の再生、鉄道による市街地分断の解消などの課題に重点

3 都市再生施策の重点分野

活力ある都市活動の確保、多様な交流・経済活動の実現、災害に強い都市構造の形成、持続発展可能な社会の構築、安心して快適な都市生活の実現、を重点分野とし、「都市機能の高度化」と「居住環境の向上」に向けて総合的に推進

4 都市再生施策の総合的な推進

(略)

第三 都市再生緊急整備地域を指定する政令の立案に関する基準その他基本的な事項

(略)

第四 都市再生整備計画の作成に関する基本的事項

1 自主性と創意工夫による全国の都市再生の推進

稚内から石垣まで全国の都市を対象として、身の回りの生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る都市再生の取組を推進

市町村が都市再生整備計画を作成し、市町村の意欲的取組と、地域の自由な発想が活かせるまちづくり交付金・都市再生に必要な権限の一体化・行政と民間まちづくり活動との連携協働に関する国等の支援の基本的枠組を定める

2 都市再生整備計画において具体的に明らかにされるべき視点等

(略)

都市再生基本方針の改訂に係る有識者・実務者ボードについて

新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)に基づく、「大都市の成長戦略」の策定(都市再生基本方針の全面改訂)等のため、今後の都市の再生のあり方について検討を行う有識者・実務者によるボード(委員会)を本年7月に設置。

<委員>

- 八田 達夫
(政策研究大学院大学長)
- 赤井 厚雄
(モルガン・スタンレーMUFG証券)
- 浅見 泰司
(東京大学空間情報科学研究センター長)
- 川口 有一郎
(早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授)
- 谷山 智彦
(野村総合研究所 主任研究員)
- 中井 検裕
(東京工業大学教授)

<スケジュール等>

- 第1回 (7/23) 大手デベロッパーヒアリング、議論
(森ビル)
- 第2回 (8/2) 大手デベロッパーヒアリング、議論
(三井不動産、三菱地所、住友不動産)
- 第3回 (8/18) 地方公共団体ヒアリング、議論
(名古屋市、大阪市、神戸市)
- 第4回 (9/7) 地方公共団体ヒアリング、議論
(東京都、川崎市、横浜市)
- 第5回 (9/21) 金融機関ヒアリング、議論
(三井住友銀行、ドイツ銀行/国際銀行協会、(社)不動産証券化協会)
- 第6回 (10/14) 大都市再生の基本的方向性について議論
- 第7回 (11/5) 都市再生基本方針素案の提示、議論
- 第8回 (12/6) 都市再生基本方針(案)のとりまとめ
- 地域活性化統合本部会合(1月頃目途)
・都市再生基本方針の一部変更について了承
- 閣議決定(1月頃目途)
・都市再生基本方針の一部変更について閣議決定